

臨時報告書

東京電力株式会社

E04498

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した臨時報告書のデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 3月18日
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町 1丁目 1番 3号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネージャー 榎 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町 1丁目 1番 3号
【電話番号】	03 (6373) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネージャー 榎 憲一郎
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 (横浜市中区弁天通 1丁目 1番地) 東京電力株式会社 埼玉支店 (さいたま市浦和区北浦和 5丁目 14番 2号) 東京電力株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見 2丁目 9番 5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成24年12月21日（現地時間）付で米国カリフォルニア州南部地区連邦裁判所（United States District Court for the Southern District of California）に訴訟を提起されており、今般平成25年3月12日（現地時間）付で訴状の変更申立（原告の追加等）がなされたことを確認したので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものである。なお、平成25年3月18日現在、当社は訴状等の正式な送達を受けていない。

2【報告内容】

- (1) 当該訴訟の提起があった年月日（現地時間）
平成24年12月21日（訴状の変更申立日：平成25年3月12日）

- (2) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所
 1. LINDSAY R. COOPER（米国カリフォルニア州）
 2. JAMES R. SUTTON（米国ワシントン州）
 3. KIM GIESEKING（米国カリフォルニア州）
 4. AUTUMN GIESEKING（米国カリフォルニア州）
 5. CHARLES A. YARRIS（米国オハイオ州）
 6. ROBERT M. MILLER（米国カリフォルニア州）
 7. CHRISTOPHER G. BITTNER（米国ニューメキシコ州）
 8. ERIC MEMBRILA（米国カリフォルニア州）
 9. JUDITH C. GOODWIN（米国ニューメキシコ州）
 10. JENNIFER L. MICKE（米国ウィスコンシン州）
 11. JOHN W. SEELBACH（米国カリフォルニア州）
 12. MAURICE D. ENIS（米国フロリダ州）
 13. JAIME L. PLYM（米国フロリダ州）
 14. NATHAN J. PIEKUTOWSKI（米国イリノイ州）
 15. CAROLYN A. WHITE（米国カリフォルニア州）
 16. LOUIE VIERNES（米国カリフォルニア州）
 17. MICHAEL L. SEBOURN（米国カリフォルニア州）
 18. KIMI SEBOURN（米国カリフォルニア州）
 19. CHRISTIAN EBUENG（米国カリフォルニア州）
 20. PAUL J. ENCINIAS（米国カリフォルニア州）
 21. DANIEL E. HAIR（米国カリフォルニア州）
 22. ADAM W. KRUTZLER（米国オクラホマ）
 23. DAVID K. MALONE（米国ワシントン州）
 24. ROBERT SELIGMAN（米国アリゾナ州）
 25. ELOI A. WHITEMAN（米国カリフォルニア州）
 26. JASON D. HENRY（不明）

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額等

① 訴訟の原因及び提起に至った経緯

原告らは、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震の発生後に、米国空母の乗組員等として米軍による被災地支援活動に従事したところ、福島第一原子力発電所事故に伴い外部に放出された放射性物質による放射線量等の情報について、当社が意図的に不正確な公表を行うなどしたため、本来避けられるべきであった被ばくをしたとし、これにより身体的、経済的及び精神的損害を受けたことなどを主張している。

原告らは、平成25年3月12日（現地時間）付で原告の追加等を内容とする訴状の変更申立をしている。

② 請求内容等（訴状の変更申立に基づく変更後）

原告らの医療検査や治療のための費用を賄うことを目的とした少なくとも10億米ドルの基金の創設、並びに各原告に対する損害賠償及び懲罰的損害賠償（なお、訴状には、損害賠償及び懲罰的損害賠償の請求金額の記載はない）。

以 上